

第2章 誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり

第1節 子どもの貧困対策

1 現状と課題

- 全国で7人に1人の子どもが、県内では10人に1人の子どもが相対的貧困^{*}の状況にあります。また、ひとり親家庭の約半数は相対的貧困^{*}の状況にあります。

新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響による収入の減少や、食料品、エネルギー価格の急上昇によって生活の苦しさがより増しているおそれがあります。

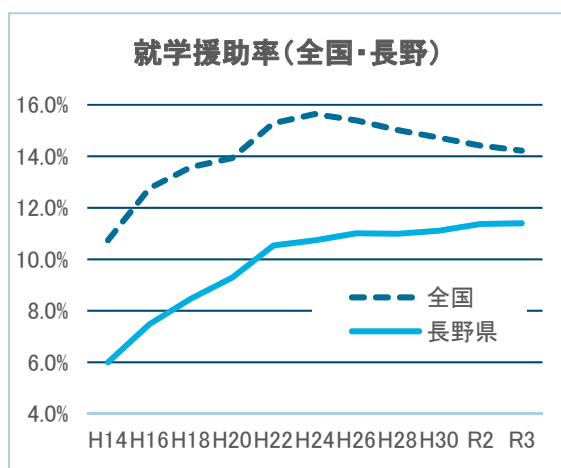
- 生活困窮家庭で育った子どもは、進学や就職などへの影響によって、大人になって生活困窮家庭に属する割合が高く、貧困の連鎖が認められるとされています。

(社会からの孤立)

- 生活困窮家庭ほど、子育ての悩みや不安について相談先がない割合が高く、孤立しがちです。

(教育格差)

- 子どもに受けさせたい教育段階の理想と現実の違いについて、生活困窮家庭ほど、経済的理由を挙げる割合が高い状況にあります。その結果、生活保護世帯の子どもや施設入所児童の大学等への進学率が低い状況にあります。家庭環境に左右されず、全ての子どもに学びの機会が保障され、経済的な理由により就学を断念することのないよう教育の支援を充実する必要があります。
- 貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもが将来自立するための基盤となる「学ぶ力」を身に付けるとともに、様々な学習機会を提供する必要があります。また、学業不振等により高等学校を中退することのないよう、関係機関が連携して支援する必要があります。
- 国による保育・幼児教育の無償化や高等教育等の就学支援の動きと相まって、子ども・若者の学校や学校以外の場における学びに対する支援を進めていく必要があります。



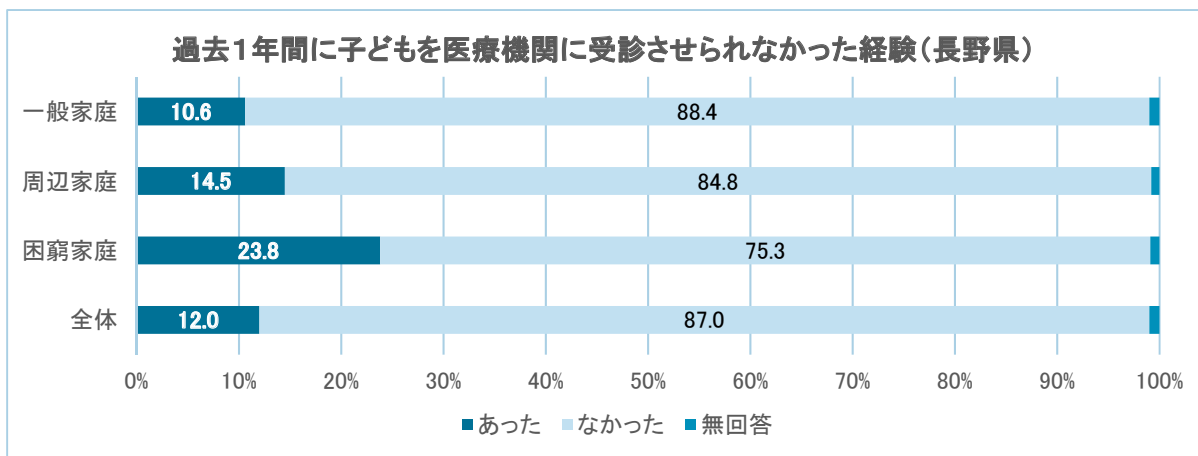
(就学援助実施状況等調査(文部科学省))

(家庭養育の弱体化、健康格差、保護者の不安定な経済基盤)

- 経済的理由や子どもと接する時間を確保できない等の理由で、十分な食事をとれなかったり、学習習慣や正しい生活習慣が身に付いていない子ども、夜間に子どもだけで過ごすなど孤独を感じている子どもに対し、栄養バランスのよい食事を提供し、望ましい習慣を身に付けさせるとともに、悩み相談に応じるなど、家庭養育を補完する取組を進める必要が

あります。

- 生活困窮家庭では、子どもの健康状態が良くない割合が高い傾向があります。
- ひとり親家庭では、非正規雇用の割合が高く、お金が足りなくて、食料や衣類を買えなかった経験のある割合が高い傾向があります。新型コロナウイルス感染症の流行前に比べて非正規雇用の者を中心に収入が減少しているほか、約9割が生活が苦しくなったと感じています。
- 生活困窮家庭では、経済的な理由で医療費の窓口負担が困難なため、医療機関を受診できないケースがあります。家庭環境に左右されず、医療機関を受診することができるよう、医療費の窓口負担を軽減する必要があります。
- 貧困の根本的な原因である低所得をはじめ、様々な困難を抱える保護者の自立に向け、きめ細やかな就労支援・生活支援を行う必要があります。



R4 長野県子どもと子育て生活実態調査(長野県)

2 施策の方向性

(孤立防止と子どもの居場所の充実)

- 生活困窮家庭は、自ら困難を訴えることは少なく、把握しにくいことが課題であると言われていています。誰にも相談できず、社会から孤立して、適切な支援を受けられないことがないよう、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、アウトリーチ*型支援等の充実により早期把握、早期支援を行います。
- 貧困に伴う様々な悩みを抱える子どもに居場所を提供し、大人との信頼関係に基づき、気軽に相談したり、自分の将来のことを考えたりすることができる体制を充実します。

(貧困の連鎖を断ち切るための学びの支援)

- 生活困窮家庭では、子どもを学習塾に通わせたり、通信教育を受けさせることが経済的な理由によりできない割合が6割と、一般家庭(約3%)に比べて大幅に大きくなっていることから、子どもの学ぶ権利を守り、貧困の連鎖の拡大を解消する教育費の支援を充実するとともに、様々な学習支援の機会を提供します。
- 学業不振等により高等学校を中退することのないよう、関係機関が連携して支援します。

(家庭養育の補完と保護者の自立支援)

- 経済的理由や子どもと接する時間を確保できない等の理由で、十分な食事をとれなかったり、基本的な生活習慣や学習習慣が身に付いていない子どもがいます。栄養バランスのよい食事を提供し、よい生活・学習習慣を身に付けさせるなど、家庭養育を補完する取組を進め

ます。

- 経済的な理由で、適切な医療サービスを受けられない家庭があります。家庭環境に左右されず、適切に医療機関を受診することができるよう、医療費の窓口負担を軽減するとともに、経済的に困難を抱える家庭に対する児童扶養手当^{*}の支給や資金貸付けなど様々な経済的支援により、生活困窮状態の緩和を図ります。
- 貧困の根本的な原因である低所得をはじめ、様々な困難を抱える保護者の自立に向け、きめ細やかな就労支援・生活支援を行います。

3 施策の展開

1 孤立防止

- ・「信州こどもカフェ^{*}」の設置拡大等を通じ、貧困に伴う様々な悩みを抱える子どもに居場所を提供し、大人との信頼関係に基づき、気軽に相談したり、自分の将来のことを考えたりすることができる体制を充実します。（次世代サポート課）
- ・県庁舎内でフードドライブを実施し、集まった食品を提供することで、「信州こどもカフェ^{*}」等が実施する食事提供や食料配布の取組を支援します。（次世代サポート課）
- ・いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある「子どもが抱える家庭的な問題」の解決に向けて、関係機関との調整機能を充実し総合的に支援するため、スクールソーシャルワーカー^{*}の体制充実を検討します。（心の支援課）
- ・いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラー^{*}の体制充実を検討します。（心の支援課）
- ・子ども支援センター^{*}において、子どもに関する様々な相談に対応します。（児童相談・養育支援室）
- ・困難な状況にある子どもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化するため、学校を拠点とした貧困対策の取組を推進します。（高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、心の支援課、次世代サポート課）
- ・学校生活相談センター^{*}において、24時間体制で学校生活全般に関する児童生徒・保護者の悩みに臨床心理士等が相談対応します。（心の支援課）
- ・SNS^{*}活用（LINE等）により、悩んでいる子どもが孤立することなく相談できるよう、年間を通じて定期的に相談窓口を開設します。（心の支援課）
- ・電話を通じて子どもの悩み等を受け止める「チャイルドライン^{*}」を運営する団体に対して支援を行います。（次世代サポート課）

2 教育費の支援

（義務教育費の負担軽減）

- ・市町村に対する情報提供・助言を通じ、新入学児童生徒学用品費等の前倒し支給等、就学援助制度^{*}の改善・充実に取り組みます。（義務教育課）
- ・市町村等への情報提供等を通じ、学用品等のリユース^{*}の仕組みづくりを促進します。（次世代サポート課、義務教育課）
- ・私立小中学校等に子どもが通学する世帯が、家計急変等による経済的理由により就学を断念しないよう、授業料への助成を行います。（私学振興課）

（義務教育費及び高校教育費の負担軽減）

- ・学校納入金の見直しに関する市町村、県立学校に対する情報提供・助言を行います。（義務教育課、高校教育課）
- ・保護者負担軽減のため、副教材の活用のあり方や修学旅行のあり方等について、見直すように各校に周知するとともに、好事例を共有します。（特別支援教育課）

（高校教育費等の負担軽減）

- ・経済的負担を軽減する必要がある世帯の子どもの高校授業料に充てるため就学支援金^{*}を交付し、高校教育の機会均等を実現します。また、中途退学者が再入学した場合も同様に支援金を交付し、学び直しを支援します。（高校教育課、私学振興課）
- ・全ての高校生が経済的な事情に左右されずに安心して教育を受けられるよう、低所得世帯を対象に奨学給付金^{*}を支給し、教材費、部活動費など授業料以外の教育費の負担軽減を図ります。（高校教育課、私学振興課）
- ・私立高等学校等に子どもが通学する保護者負担の軽減を図るため、授業料や入学金への助成を行います。（私学振興課）
- ・経済的理由により修学が困難な高校生に対して、奨学金や遠距離通学費を貸与し、高校修学を支援します。（高校教育課）
- ・高校定時制課程や通信制課程へ通う高校生の修学を奨励するため、修学奨励金貸与や教科書等購入費補助を行うとともに、夜間定時制高校夜食費の一部を負担します。（高校教育課、保健厚生課）
- ・通信制高校と連携して学習指導等を行う教育施設（サポート校等）を利用している低所得世帯の生徒に対して、利用料の一部を助成します。（次世代サポート課）
- ・低所得者世帯における高校生の生活支援策を充実することにより、経済状況等に左右されない学びの機会を保障します。（高校教育課、私学振興課）

（特別支援教育費の負担軽減）

- ・児童生徒の就学のために必要な経費の助成を行うとともに、家庭の経済的負担に配慮し、新たな学習指導要領に即した教育課程の実施に向けて、各県立学校で必要とする副教材等の見直しに努めます。（特別支援教育課）

（高等教育費の負担軽減）

- ・児童養護施設への入所措置や里親への委託措置を受けた児童が経済的理由で大学進学等をあきらめることがないよう、ルートイングループ寄附金等を活用した「飛び立て若者奨学金」により、入学一時金及び生活費を支援します。（こども・家庭課）
- ・将来有望な若者に対して、長野県大学生等奨学金を給付し、大学等への進学希望を応援します。（次世代サポート課）
- ・経済的な理由により、専門学校への進学を断念しないよう、授業料等への支援を行います。（私学振興課）
- ・長野県立大学、看護大学、須坂看護専門学校、信州木曾看護専門学校、福祉大学校、工科短期大学校、技術専門校、農業大学校、林業大学校など、県立の高等教育機関等において、低所得世帯の教育費負担の軽減を図るため、授業料等の減免を行います。（高等教育振興課、医療政策課、医師・看護人材確保対策課、地域福祉課、産業人材育成課、農業技術課、信州の木活用課）

（私立学校の教育費の負担軽減）

・私立学校が安定した経営環境のもと、特色ある教育を実践することができるよう、学校法人が設置する私立学校の運営に要する経費について、助成を行います。（私学振興課）

（教育費の貸与）

・生活福祉資金^{*}（教育支援資金）の無利子貸付けにより、生活困窮家庭の子どもの大学や高等学校等の修学を支援します。（地域福祉課）

3 貧困の連鎖を断つ「学ぶ力」づくり

・地域の大人と子どもの温かなつながりの中で、子どもの成長を支える一場所多役^{*}の子どもの居場所「信州こどもカフェ^{*}」において、学習支援の取組を推進しています。また、それに当たり青少年サポーター^{*}の参加を拡大します。（次世代サポート課）

・生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、町村や町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習・生活支援を行い、将来の自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）

・生活保護世帯の子どもに対して、市と連携しケースワーカーを通じた相談・支援や学習塾等の費用の助成を行うとともに、進学準備給付金を支給し、大学等への進学を支援します。（地域福祉課）

・放課後子ども教室^{*}を運営する市町村に助成を行い、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。（文化財・生涯学習課）

・学習支援を行う地域未来塾^{*}を運営する市町村に助成を行い、小中学生への学習支援を推進します。（文化財・生涯学習課）

・自然体験を通して、五感豊かに自ら学び成長しようとする力を育む「信州やまほいく（信州型自然保育）」^{*}を推進します。（こども・家庭課）

4 教育費以外の経済的支援

・安心して医療を受けることができるよう、県と市町村が協調して、引き続き子どもや、ひとり親家庭の医療費の自己負担軽減を図ります。（健康福祉政策課）

・ひとり親家庭等に対する児童扶養手当^{*}の支給や母子父子寡婦福祉資金^{*}の貸付を行い、経済的負担の軽減を図ります。（こども・家庭課）

・低所得者等の生活を経済的に支えるため、生活福祉資金^{*}の貸付けを行います。（地域福祉課）

・児童養護施設等を退所又は里親等委託措置を解除された児童について、経済的な支援を行うとともに、活用可能な奨学金や貸付金制度について施設等を通じ広報を推進することで、積極的な活用を促進します。（児童相談・養育支援室）

・複数の子どもの同時入所を要件とせず、第3子以降の保育料を減免する市町村を支援します。（こども・家庭課）

・県営住宅について、ひとり親世帯に対して優先入居制度を実施し、収入に応じて家賃減免を行います。（公営住宅室）

5 家庭養育の補完

・地域の大人との温かなつながりの中で、子どもの成長を支える一場所多役^{*}のこどもの居場所である「信州こどもカフェ^{*}」の取組を普及促進します。また、県内10圏域の地域プラットフォーム^{*}において、官民が連携し「信州こどもカフェ^{*}」が活動しやすい環境づくりを推進します。（次世代サポート課）

・放課後等に保護者が家庭にいない小学生に安全・安心な生活と遊びの場を提供するため、放課後児童クラブ[※]の運営を支援するとともに、子どもたちへの処遇の質の向上のため、支援員の資格を得るための認定研修を実施します。（こども・家庭課）

・子どもに安全・安心な居場所を提供するため、児童館[※]や放課後児童クラブ[※]室の整備を支援します。（こども・家庭課）

6 自立・就労支援

・市と連携して生活就労支援センター（まいさぼ）[※]を全県に設置し、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）

・就業支援員が、ひとり親からの就業相談への対応や、就業情報の提供、職業紹介等を行うとともに、資格取得のための給付金の支給、返還免除型高等職業訓練促進資金[※]の貸付け、技能習得のための講習会の開催、高卒認定資格取得に向けた学び直しに対する助成などにより、ひとり親の就業を支援し、安定した収入の確保を応援します。（こども・家庭課）

・求人拡大を図るとともに、保健福祉事務所をはじめとした関係機関と連携しながら、ひとり親家庭の母親や子育て期の女性などの就職困難者に対し、求職者の希望に沿った就労支援を行っていきます。（労働雇用課）

・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。（労働雇用課）

・子育て期女性等に対する就業相談や再就職セミナーの開催等により、出産・子育てを経ても働き続けることを希望する女性の就業継続を支援します。（労働雇用課）

・就労の経験がない、または少ない若者に対し県内企業と協力して就労体験の場を提供し、社会参加、県内企業への就職を支援していきます。（労働雇用課）

・生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、就労自立給付金の支給、就労支援員の配置等により、生活保護受給者の自立を促進します。（地域福祉課）

・NPOをはじめとした民間の支援団体が実施する生活困窮者の居場所の確保等の取組を支援します。（地域福祉課）

・児童福祉施設等の施設長が、施設を退所する若者等の就職や住居の身元保証人となることを促進することにより、児童養護施設等を退所した児童等の社会的自立を支援します。（児童相談・養育支援室）

子どもの居場所「信州こどもカフェ」・「子ども第三の居場所」の取組

「信州こどもカフェ」は、地域の大人と子どもとの温かなつながりの中で、子どもたちの成長を支え、たとえ困難があってもそれを乗り越えて自立する力をつけてもらうため、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品のリユース等により家庭機能を補完する子どもの居場所の愛称です。

県では、運営費の補助等を通じて「信州こどもカフェ」の設置に取り組み、令和5年3月には目標を上回る191か所まで増加しました。これからも地域における貴重な子どもの居場所として開催頻度の向上などに向けた支援を継続していきます。

さらに、令和元年度から、子どもたちが安心して過ごせる環境で、栄養バランスのとれた食事、基本的な生活習慣、子どもに寄り添った学習支援、非認知能力を育む体験など、将来の自立に向けた力を育むための常設型の子どもの居場所である、日本財団の「子ども第三の居場所」の設置に、長野県みらい基金とともに協力して取り組んでいます。



(体験学習の様子)

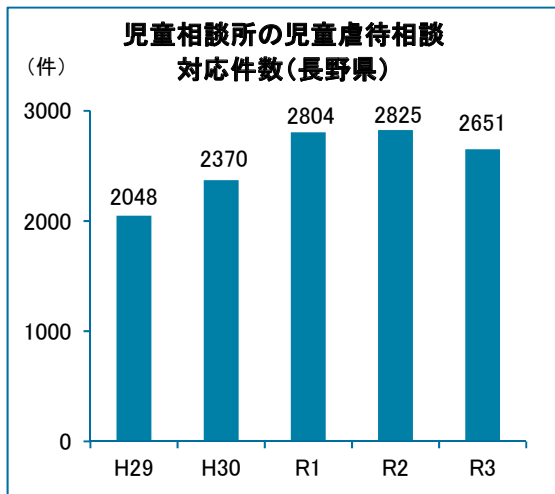


(学習支援の様子)

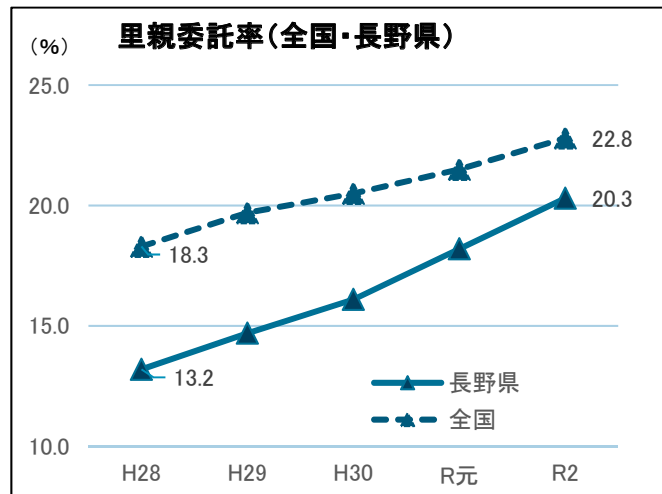
第2節 家庭での養育に困難を抱える子どもの支援

1 現状と課題

- 児童相談所への相談対応件数は、令和2年度（2020年度）まで9年連増で増加し、過去最多となりました。
令和3年度（2021年度）は、減少に転じたものの、未だ高い水準にあり、対応するための児童相談所の体制強化や専門人材の確保を図る必要があります。
- 相談対応件数が高い水準にある要因として、児童虐待に関する認識が高まっているほか、家庭の養育力の低下や家庭の経済状況等により、子育てが孤立化し、その負担感などが虐待という形で発生しやすくなっていることなどが考えられます。
- 産後うつ病が疑われる人の割合は1割程度とされており、児童虐待に至るおそれがあるため、産後うつ予防等の妊娠・出産に関わるメンタルヘルス対策が重要な課題となっています。
- 子育て世代包括支援センター*を中心とした保健師等の関係職種・機関が連携する体制を構築する必要があります。
- 専門性やノウハウが不足する市町村への支援を充実する必要があります。
- 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、関係機関の連携強化等、切れ目ない総合的な支援体制を構築する必要があります。
- 令和2年（2020年）6月に「長野県社会的養育推進計画」を策定し、乳幼児を中心とする里親等委託を推進する中で里親等委託率は増加しています。
- 令和4年（2022年）の児童福祉法の改正により、児童の意見・意向表明や権利擁護のための環境整備や、社会的養育経験者（ケアリーバー）の自立支援の強化などの取組を進める必要があります。



(児童相談・養育支援室調)



(児童相談・養育支援室調)

2 施策の方向性

- 子どもの最善の利益を実現するため、「長野県社会的養育推進計画」に基づき、支援が必要な子ども及びその家族を社会全体で支えていく取組を推進します。
- 市町村における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築支援により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期支援体制の充実を図ります。

- 虐待などにより保護者のもとから離す必要がある子どもについては、より家庭的な環境でのケアが必要であることから、子どもの支援に携わる関係者による共通認識のもと、里親委託[※]などを推進します。
- 令和4年(2022年)の児童福祉法の改正を受け、児童の意見・意向表明や権利擁護のための環境整備や、社会的養育経験者(ケアリーバー)の自立強化などを図ります。

3 施策の展開

1 児童虐待など家庭での養育に課題を抱える子どもの支援

(1) 発生予防、早期発見

- ・専門機関と連携し、産後うつに関する研修会、エジンバラ産後うつ病質問票(E P D S)[※]等の普及等を行い、地域における産後のメンタルヘルスに関する支援を担う市町村保健師等の専門性向上に取り組みます。(保健・疾病対策課)
- ・信州母子保健推進センター[※]等において、市町村における「こども家庭センター」設置に向けた子育て世代包括支援センター[※]及び子ども家庭総合支援拠点[※]の運営、見直し等について情報提供や助言等を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備を推進します。(保健・疾病対策課、児童相談・養育支援室)
- ・県・市町村・民間機関等が連携・協働し、児童福祉・母子保健の一体的な相談機関の設置促進やショートステイや子育て世帯訪問支援等の充実により、子ども及び家庭を切れ目なく包括的に支援する「市町村子ども家庭支援ネットワーク」の充実・強化に努めます。(児童相談・養育支援室)
- ・児童養護施設等が持つ専門的な養育知識・技術等を活用した「児童家庭支援センター[※]」の運営の支援を通じ、児童に関する家庭その他からの相談支援の体制及び機能の充実を図ります。(児童相談・養育支援室)

(2) 対応力と連携の強化

- ・福祉職の社会人採用を積極的に進めるなど専門職員(児童福祉司[※]・児童心理司)の確保・配置を計画的に進めるとともに、スーパーバイザーの育成を含む職員の資質・専門性の向上に資する研修を実施するなど、人材育成の視点を重視した取組を強化します。(児童相談・養育支援室)
- ・要保護児童対策地域協議会[※]の調整機関ともなる市町村子ども家庭総合支援拠点[※]の設置促進を推進するとともに、市町村内で専門性が蓄積されるよう、継続的な研修内容等の充実等に努めます。また、関係機関が連携し、児童虐待への早期対応が実現するよう、必要な助言を行います。(児童相談・養育支援室)
- ・市町村の要保護児童対策地域協議会[※]調整担当者研修及び児童福祉司[※]任用後研修を実施し、児童虐待に対応する職員の専門性強化を図ります。(児童相談・養育支援室)
- ・信州母子保健推進センター[※]において、市町村に対して困難事例等に対する助言、技術的支援を行います。(保健・疾病対策課)

(3) 家庭的養護の推進、自立支援

- ・「新しい社会的養育ビジョン」[※]を踏まえ、市町村子ども家庭支援ネットワーク(在宅支援体制)の充実・強化、乳幼児を中心とする特別養子縁組[※]及び里親等委託の推進に継続的に努めるとともに、在宅支援や里親養育支援における児童福祉施設等民間機関の有する資源の有効活用を図ります。(児童相談・養育支援室)

・一時保護され、通学が困難な児童の学習環境を改善するため、学習支援員の充実等を行います。（児童相談・養育支援室）

・児童養護施設等を退所又は里親等委託措置を解除された児童について、経済的な支援を行うとともに、活用可能な奨学金や貸付金制度について施設等を通じ広報を推進することで、積極的な活用を促進します。（児童相談・養育支援室）

・虐待等により保護者のもとから離す必要があり、児童養護施設への入所措置や里親への委託措置を受けた児童等の社会的養護について、施設等に対し必要な費用を支弁し、児童の健全な育成を図ります。（児童相談・養育支援室）

・児童福祉施設の改築等に係る施設整備を支援することにより、児童養護施設等の小規模化、地域分散化、高機能化等を図ります。（児童相談・養育支援室）

・児童福祉施設等の施設長が、施設を退所する若者等の就職や住居の身元保証人となることを促進することにより、児童養護施設等を退所した児童等の社会的自立を支援します。（児童相談・養育支援室）

子どものアドボケイト（代弁・擁護）に係る取組について

平成 28 年に改正された児童福祉法では、第 1 条に子どもの権利保障を同法の理念として明確に位置付けることとし、これにより、子どもは単に保護される客体として存在するのではなく、権利を享有し行使する主体であり、一人の独立した人格として尊重されなければならないことが明らかにされました。

また、子どもの権利を守り、保障するためには、保護者、国民、国や地方公共団体といった社会全体が子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮していくことが求められているところです。

こうした観点から、県では、児童養護施設や里親家庭等で生活する子どもたちに対して、児童相談所の児童福祉司等による面談等の際に、「子どもの権利ノート」等を活用しながら、「自分の意見は自由に言っている」ことなどを伝え、子どもの意向を丁寧に確認する取組を実施しています。

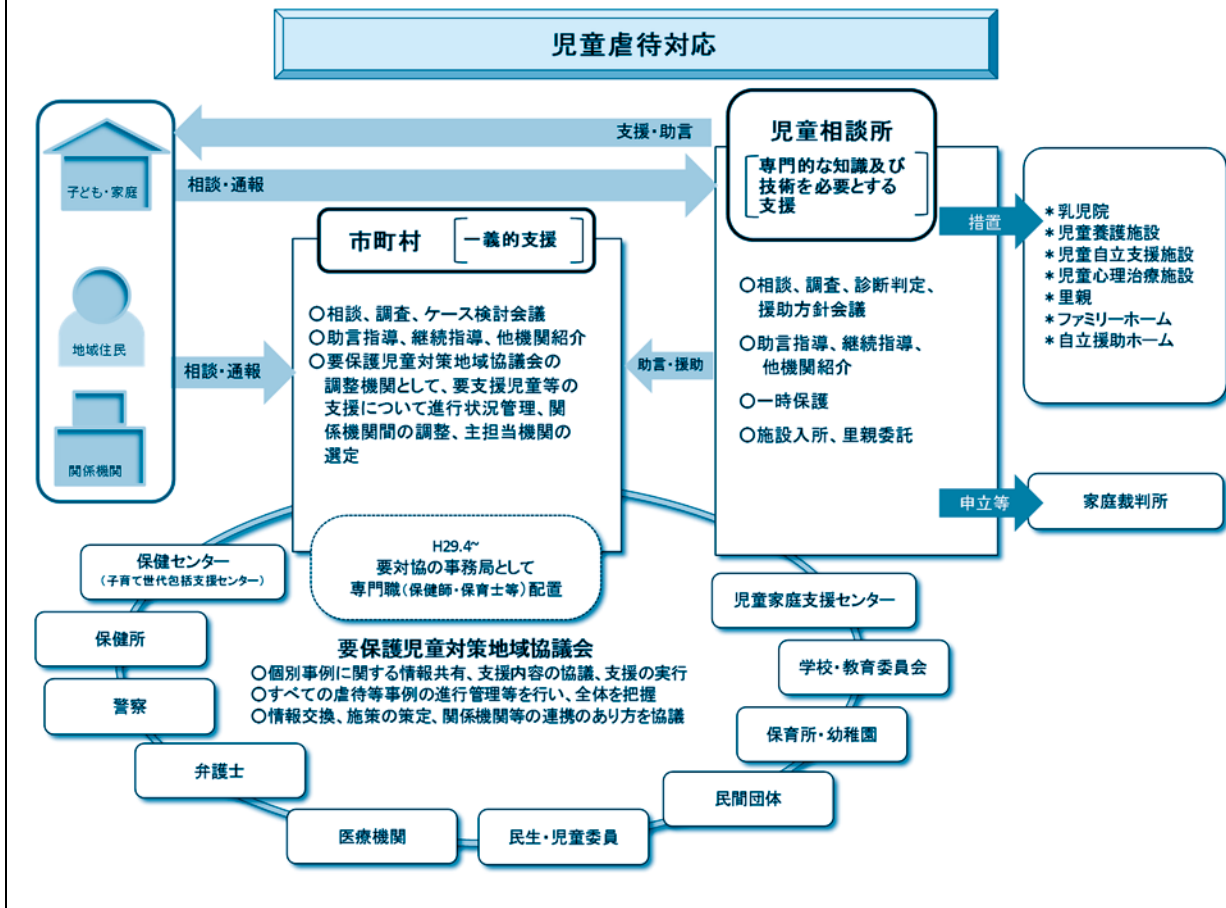
さらに、児童相談所の一時保護所においては、第三者である弁護士が直接子どもの意見を聴き、支援の改善につなげる取組を令和 3 年度から開始したところです。

現在、国においては、子どもの意見表明を支援するための専門知識を有する者（意見表明等支援員）の活用について具体的な検討が行われています。長野県においても、現在の取組の成果等を見極めつつ、国の検討結果も踏まえながら、引き続き、より適切に子どもの意見表明を支援できる取組について継続していきます。

児童とその家庭の援助を行う関係機関によるネットワーク
～ 要保護児童対策地域協議会 ～

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、市町村が中心となって、児童福祉、保健医療、警察・司法、教育などの各分野の関係機関により構成する「要保護児童対策地域協議会」が設置されています。この協議会では、要保護児童及びその保護者に関する情報や支援の考え方を共有し、各機関が適切な連携の下で対応していくことが求められています。

平成 16 年の児童福祉法改正により協議会の法定化がなされて以降、平成 23 年までの間に県内全市町村での設置が進みましたが、児童虐待相談対応件数の増加や複雑・困難化するケースに対応していくために、専門性の確保や機能の強化が課題となっています。平成 28 年の児童福祉法改正により、協議会の調整機関に専門職の配置が義務付けられ、県が市町村職員向けに行っている研修についても内容の見直しを行い、各市町村協議会の機能強化を支援しています。



第3節 いじめへの対応・不登校児童生徒の支援

1 現状と課題

1 いじめへの対応

- 全国と比べると、本県の児童生徒 1,000 人当たりのいじめの認知件数は少ない状況ですが、令和3年度（2021年度）は前年度に比べて全国、本県ともに高くなっています。

様々な活動が再開したことや、いじめの積極的認知に対する理解が広がったことなどが要因として考えられます。

小中高・特別支援学校いじめ認知件数(長野県)

H29	H30	R1	R2	R3
5,329 件	9,206 件	10,198 件	8,638 件	9,668 件

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

- インターネット環境による人権侵害事案や、LGBTQ の子どもへのいじめなど社会の変化に応じたいじめ防止対策が必要となっています。
- 「長野県いじめ防止対策推進条例（平成27年長野県条例第24号）」、「いじめ防止等のための基本的な方針（平成30年（2018年）3月改定）」に基づいた対応を推進して必要があります。

2 不登校児童生徒の支援

- 県内小中学校の不登校児童生徒在籍比は増加傾向にあります。
県内高等学校の不登校生徒在籍比は横ばい傾向にありましたが、令和3年度（2021年度）は前年度に比べて全国、本県ともに高くなっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活のリズムが乱れやすい状況にあることや、制限のある中で交友関係を築くことなど登校する意欲がわきにくい状況であったことなどが要因として考えられます。

不登校児童生徒の在籍比(長野県)

	H29	H30	R1	R2	R3
小・中学校	1.53%	1.95%	2.18%	2.37%	2.98%
高等学校	1.11%	1.15%	1.29%	1.15%	1.49%

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

- 社会の変化による家庭的な背景を要因とした不登校児童生徒が増加しています。
- 小学5年生、中学2年生の子どものうち47.7%が学校に行きたくないと思ったことが「あった」と回答しており、16・17歳の子どもでは39.7%が学校をやめたくなるほど「悩んだことがある」と回答しています。その理由としては「精神的に不安定」や「友達とうまくいかない」が多くなっています。
- スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*による不登校の未然防止及び早期支援を推進する必要があります。
- 教育支援センター（中間教室）*やフリースクール*における学習支援の体制整備や学びの充実、学校と民間団体との綿密な連携を図る必要があります。

2 施策の方向性

- 「長野県いじめ防止対策推進条例」及び県の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの問題の克服に向け、いじめ防止対策を推進します。
- 「教育機会確保法」※の理念及び県の新たな行動指針に基づく、不登校未然防止及び不登校児童生徒への支援を推進します。
- フリースクール※をはじめとする学校以外の多様な学びの場を充実していくとともに、学校と民間団体との連携を強化します。

3 施策の展開

1 いじめへの対応

(いじめ対策)

- ・スクールカウンセラー※及びスクールソーシャルワーカー※の体制充実を検討し、いじめなど、学校における様々な悩み、問題へ迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。(心の支援課)
- ・長野県いじめ問題対策連絡協議会で作成した、いじめ対応マニュアル「いじめの重篤化を防ぐために」などを踏まえ、地域における関係機関との連携を進めます。(心の支援課)
- ・いじめの起きにくい学校づくりのための人権教育・情報モラル教育・道徳教育を充実します。(心の支援課)
- ・様々な分野の人権教育講師を学校に派遣し、人権教育を推進します。(心の支援課)
- ・学校が対応に苦慮している事案に対して、医師・弁護士・心理士・福祉関係者など外部有識者からなる「学校支援チーム」を組織し、専門的な助言や問題解決に向けた支援を行います。(心の支援課)

(相談体制)

- ・子ども支援センター※において、子どもに関する様々な相談に対応します。(児童相談・養育支援室)
- ・学校生活相談センター※において、24時間体制で、いじめなど学校生活全般に関する児童生徒・保護者の悩みの相談に臨床心理士等が対応します。(心の支援課)
- ・専任の相談員である「子どもと親の相談員」を小学校に配置し、不登校傾向児童、ひきこもり児童の家庭訪問・登校支援、関係機関との連携による支援、相談適応指導を行います。(心の支援課)
- ・SNS※活用(LINE等)により、悩んでいる子どもが孤立することなく相談できるよう、年間を通じて定期的に相談窓口を開設します。(心の支援課)
- ・電話を通じて子どもの悩み等を受け止める「チャイルドライン※」を運営する団体に対して支援を行います。(次世代サポート課)

(インターネットの適正利用)

- ・「スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート」を行い、実態に即した施策を検討します。(心の支援課)
- ・「GIGAワークブック※」の長野県版を作成し、児童生徒及び教職員がICT※機器を学習

に積極的に活用できるよう援助します。（心の支援課）

・ネットトラブルの対応方法と相談先をまとめたWebサイト「信州ネットトラブルバスターズ」に最新のトラブルの実例を掲載します。（心の支援課、次世代サポート課）

・官民協働で設置する長野県青少年インターネット適正利用推進協議会^{*}において、子ども・保護者への啓発活動や情報交換等を通じて、実効性のあるインターネット適正利用の取組を推進します。（次世代サポート課）

・情報モラルの向上、インターネットの適正な利用を推進するため「高校生ICT^{*}カンファレンス」を開催するとともに、参加校との連携による情報発信を行います。（心の支援課、次世代サポート課、県警本部人身安全・少年課）

2 不登校児童生徒の支援

・スクールカウンセラー^{*}及びスクールソーシャルワーカー^{*}の体制充実を検討し、不登校など、学校における様々な悩み、問題へ迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。（心の支援課）

・子どもを取り巻く環境改善の視点から積極的に関係機関との連携を推進するため、私立学校がソーシャルワーカー等を活用する経費に対して支援します。（私学振興課）

・学校以外の学びの場（フリースクール^{*}、教育支援センター等）との連携を強化することにより、子どもたちの多様な学びの場を確保、充実します。（心の支援課、次世代サポート課）

・学校以外の多様な「学びの場」における学びの充実への支援や、フリースクールと学校との連携体制を強化するため、「信州型フリースクール」^{*}の認証・支援に向けた検討を進め、取組を全県へ展開します。（次世代サポート課）

・生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、町村や町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習・生活支援を行い、将来の自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）

・タブレット端末等を活用することにより、不登校児童生徒へのそれぞれの居場所における、多様な学習支援を実施します。（心の支援課）

・子どもたちが主体的に学ぶことができる動画等の教育関連情報を発信することにより、学びの場を整備します。（学びの改革支援課）

・不登校児童生徒に対する学びの継続支援事業の一環として、市町村における教育支援センター（中間教室）^{*}の充実に向けた助言を行います。（心の支援課）

・学級復帰を前提とした支援や居場所だけの提供にとどまらず、その子に応じた多様な学びのメニューを提供できる校内サポートルーム等の取組を普及・推進します。（心の支援課）

・学齢期を経過した者の教育機会の確保や、不登校児童生徒がより柔軟に学ぶことができる場の充実のため、現在県内に設置されていない夜間中学及び不登校特例校^{*}の設置について検討します。（義務教育課、心の支援課）

・支援機関同士が効果的に連携しながら、不登校、ひきこもりやニート^{*}など複雑な困難を抱える子ども・若者に対応するため、長野県子ども・若者サポートネット（子ども・若者支援地域協議会^{*}）を運営します。（次世代サポート課）

・子どもに関する様々な相談に総合的に対応する子ども支援センター^{*}や、学校生活全般についての悩みに対応する学校生活相談センター^{*}において、不登校に関する相談にきめ細やかに対応します。（児童相談・養育支援室、心の支援課）

・SNS^{*}活用（LINE等）により、悩んでいる子どもが孤立することなく相談できるよう、年間を通じて定期的に相談窓口を開設します。（心の支援課）

・「子どもの未来をはぐくむ支援者のつどい」を開催し、フリースクール※等民間施設、保護者、学校、市町村教育委員会など、地域の連携づくりを進めます。（次世代サポート課、心の支援課）

・高校卒業時や中退時に支援を必要とする生徒等とのつながりが途切れないよう、社会的自立に向けて必要な支援を行います。（次世代サポート課、心の支援課）

・動物愛護センターでの動物介在活動において、その活動に携わる人材の育成、受入体制の多角化、関係機関との連携等を通じて、不登校など困難を抱える子どもを支援するカウンセリングセミナー等の取組を全県へ展開します。（食品・生活衛生課）

「はばたき」～不登校児童生徒のまなびのサポートガイド～

県と県教育委員会では、不登校児童生徒に関わる大人（家庭、学校、地域、民間施設など）が「不登校は問題行動ではない」という共通認識をもって子どもたちに向き合い、支援を充実していくためのガイドとして、『はばたき』～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～（Vol.1・Vol.2）を作成しました。

「はばたき」では、不登校に対する理解や基本的な理念を示し、様々な学びに対する支援や市町村における仕組みづくり等を紹介しています。

これにより、子どもの多様な学びと学びの場に対する理解が進み、不登校の子どもたちが悩みや生きづらさを抱えて毎日を過ごすことがないよう、そして、全ての子どもたちが「自分らしく学び、自分らしく生きる」ことができるように取り組んでいきます。



はじめに

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校することのみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立していくことを目指す必要があります。また、児童生徒によっては、不登校の時期が、休養や自分を見つめ直す等の機会となる場合がある一方で、学業の遅れ、進路選択上の不利さ、社会的自立へのリスク等を生じさせる可能性があることにも留意する必要があります。

長野県教育委員会では、国の動向を踏襲した上で、「不登校未然防止および不登校児童生徒への支援のための行動指針」（平成30年3月）（以下、「行動指針」）を策定するとともに、教育現場においては、子どもたちの社会的自立を支援するために「不登校への対応の平引き」（令和3年改訂版）に基づき対応を行っているところです。

このたび、不登校児童生徒に向き合う大人（家庭、学校、地域、民間施設など）が共通認識を持ちながら支援していくためのガイドとして、『はばたき～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～（vol.1）』を作成しました。不登校児童生徒への支援のさらなる充実を図っていくために活用ください。

1 不登校に対する理解	p.1
2 支援の基本的な理念	p.1
3 不登校児童生徒数及び学校外での支援の状況	p.2
4 多様な学びの機会を保障する仕組みの事例	p.3
5 不登校児童生徒の多様な学びに対する学校の支援	p.6
6 支援に関する情報等	p.9

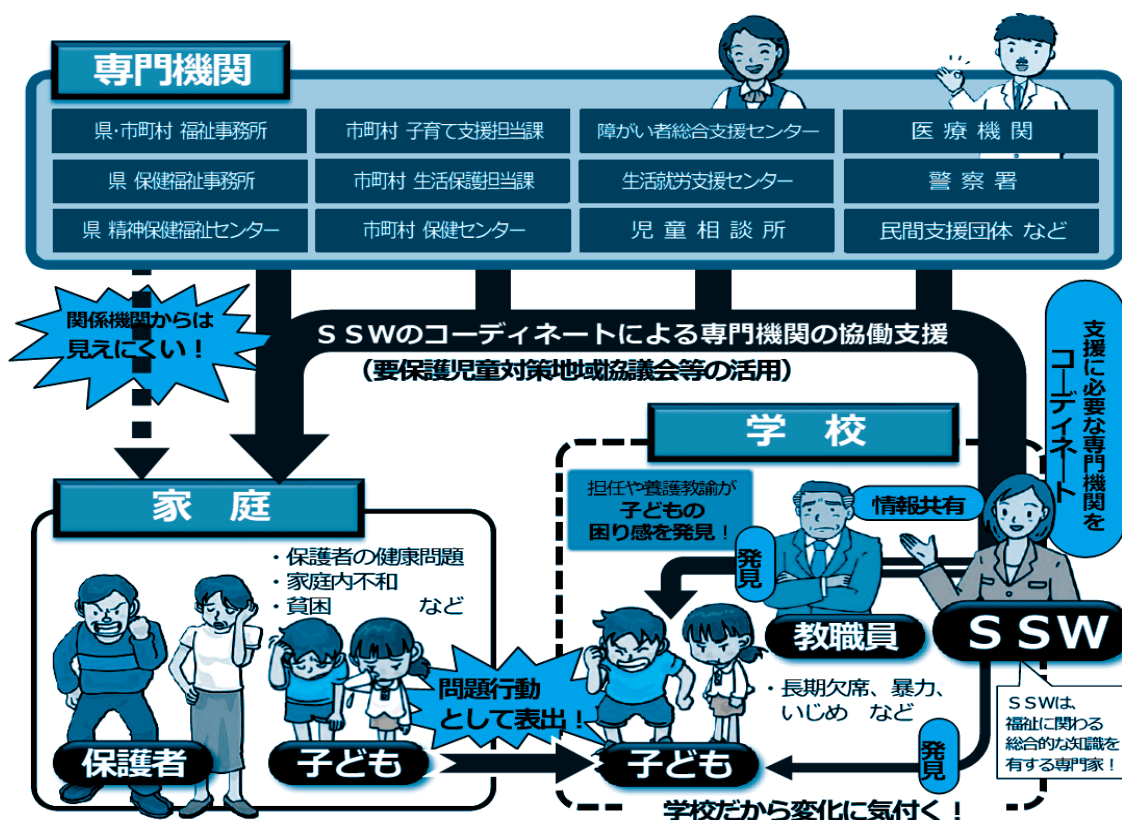


「はばたき」表紙

学校・家庭・関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの取組

スクールソーシャルワーカーは、いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して、福祉関係機関等を適切にコーディネートし、児童生徒を取り巻く環境等の改善に向けて総合的な支援をする社会福祉や精神保健福祉の専門家として活動しています。

例えば、不登校の背景に家庭的な問題（貧困、虐待、不和、家族の精神疾患など）があり、学校だけでは解決が困難な場合、複数の専門機関と連携して支援する必要があります。しかし、専門機関との役割分担、定期的な進捗状況の確認や情報共有、効果的に連携するための調整は、技術的にも時間的にも教職員だけでは難しく、スクールソーシャルワーカーと学校が連携して支援をしています。



第4節 ニート・ひきこもりの支援

1 現状と課題

- 近年、若年層の非正規雇用者比率、フリーター^{*}の割合は減少傾向にありますが、ニート^{*}の割合は、減少していません
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、人と直接会ってコミュニケーションを取る機会が減っており、20代、30代や、失業中の者や低所得の者において、特に孤独感が高くなっています。
- 趣味や近所での買い物等を除き、ほとんど自宅・自室から外出しない、ひきこもりの状態にある若者が相当数存在しており、その期間も長期化するなど、家族を含めて社会から孤立し、孤独を深めており、個々の状況に応じた支援を行う必要があります。
- 複雑・多様な背景によりニート^{*}・ひきこもり状態である子ども・若者への重層的な支援の充実が必要です。
- 不登校のまま中学を卒業して家居状態の子どもや中途退学した生徒が支援機関へつながりやすい連携体制の構築が必要です。
- 発達に特性を持つ子どもが適切な支援を受けられなかったことによる将来的なニート^{*}やひきこもりを防ぐために、ライフステージごとに切れ目のない支援を行うことが必要です。
- 学校段階が上がるにつれて自己肯定感が低下しています。将来的なニート^{*}・ひきこもりを防ぐため、幼児期や学齢期からの自己肯定感を高める支援の充実が必要です。

2 施策の方向性

- 困難を抱える子ども・若者や、自ら相談に出向くことが難しい子ども・若者が、年齢階層で途切れることがなく、それぞれが置かれた状況にあわせて総合的・体系的・継続的にきめ細やかな支援が受けられるようにするため、重層的なネットワークの構築やアウトリーチ^{**}支援の充実を図ります。
- ひきこもり相談担当者への研修や連携強化、フリーター^{*}等の若者が就職・職業定着に至るまでのきめ細やかなサポート、困窮状態に陥っている若者への生活支援・就労支援等を通して、個々の若者が抱える困難な状況に応じた専門的な支援を展開します。
- 不登校児童・生徒が、学校を卒業または退学した場合であっても、適切な支援機関とつながることでひきこもりになることを未然に防ぐことができる体制を整備します。
- 発達障がいに対する適切な支援を受けられなかったことによるニート^{*}やひきこもりを防ぐために、乳幼児期、学童期、思春期、青年・成人期といったライフステージごとに発達の特性に気づくことや、それぞれのニーズに合った切れ目のない支援を行います。
- 社会的に自立した個人として健やかに成長できるようにするため、幼児期からの多様な体験活動等を通して、自尊感情や自己肯定感を育みながら自己が確立できる環境を整えます。
- 生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもが、大人と信頼関係を築きながら、自己肯定感や社会性を育み自立していく力を養うよう学習支援等を行う環境を整えます。
- 若者の就職促進や離職防止を図るために、キャリア教育^{**}・職場体験等の内容充実、職業観の醸成、自己理解やコミュニケーション能力の向上を図ります。
- ニート^{*}・ひきこもりの理由は個人によって様々であることから、ライフステージごとに早期に支援の必要性を把握し、速やかに支援につなげることができる体制を整備します。

3 施策の展開

(複雑性を踏まえた重層的な支援)

- ・支援機関同士が効果的に連携しながら、ニート*やひきこもりなど複雑な困難を抱える子ども・若者に対応するため、長野県子ども・若者サポートネット（子ども・若者支援地域協議会*）を運営します。（次世代サポート課）
- ・社会生活を営む上で、困難を有する子ども・若者が安心して通うことができる居場所等を運営する民間団体に助成し、社会的自立を支援します。（次世代サポート課）

(個々の状況に応じた支援)

- ・ひきこもり支援センター*において、当事者・家族等への相談対応、相談担当者・支援関係者への研修、保健福祉事務所や市町村等への技術的支援、ひきこもりサポーターの養成等を行います。（保健・疾病対策課）
- ・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。（労働雇用課）
- ・市と連携して生活就労支援センター（まいさぼ）*を全県に設置し、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）
- ・直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に向けた生活習慣の形成、社会的自立のための訓練等を実施します。（地域福祉課）

(不登校、高校中退生徒等への対応)

- ・支援機関同士が効果的に連携しながら、複雑な困難を抱える子ども・若者に対応するため、長野県子ども・若者サポートネット（子ども・若者支援地域協議会*）を運営します。（次世代サポート課）
- ・高校卒業時や中退時に支援を必要とする生徒等とのつながりが途切れないよう、社会的自立に向けて必要な支援を行います。（次世代サポート課、心の支援課）
- ・直ちに就労できないことが、ニート*やひきこもりにつながることから、市町村、教育機関等と連携し、求職者の希望に沿った就労支援を行っていきます。（労働雇用課）

(発達障がい)

- ・発達障がいのある子ども・若者が、全てのライフステージにおいて切れ目のない一貫した支援を受けられる体制づくりを推進します。（次世代サポート課）
- ・増加する発達障がい児者への支援を充実するため、発達障がい者支援センター*の機能強化により、相談支援、人材育成、普及啓発等を行うほか、医学的エビデンスに基づく支援や、医療・教育・福祉など多機能が融合したネットワークづくりを推進します。（次世代サポート課）

(自己形成のための支援)

- ・自然体験を通して、五感豊かに自ら学び成長しようとする力を育む「信州やまほいく（信州型自然保育）*」を推進します。（こども・家庭課）
- ・生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、町村や町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習・生活支援を行い、将来の自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）
- ・動物愛護センターでの動物介在活動において、その活動に携わる人材の育成、受入体制の多角化、関係機関との連携等を通じて、不登校など困難を抱える子どもを支援するカウンセリングセミナー等の取組を全県へ展開します。（食品・生活衛生課）

（職業的自立・就労支援）

・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。（労働雇用課）

（早期発見・早期支援）

・保育士、教員、保健師、医療従事者、民生・児童委員、子育て支援団体等が、地域の見守り人材としての役割を發揮し、困難を抱える子どもに対する早期支援を図ります。（次世代サポート課）

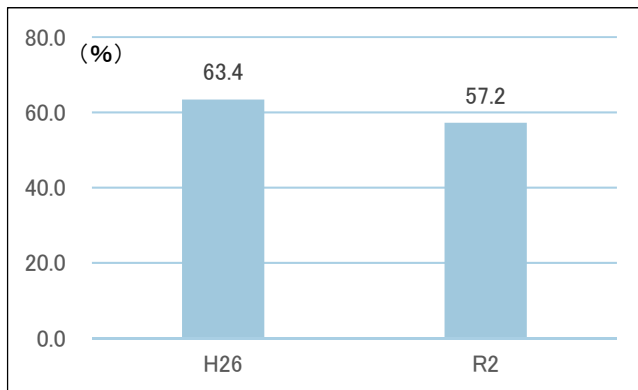
・放課後子ども教室[※]や地域未来塾[※]等の地域学校協働活動に係るコーディネーターやボランティアに向けて、配慮を要する子どもへの対応等に関する研修を実施します。（文化財・生涯学習課）

第5節 障がいのある子どもの支援

1 現状と課題

- 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例(令和4年長野県条例第14号)」が令和4年(2022年)10月に施行され、学校教育における学びの場の選択や就業の機会の確保、スポーツ・文化芸術活動などのあらゆる場面で、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現を目指していく必要があります。

「障がい者に対する人権問題として「障がい者に対する理解不足」を挙げた割合



人権に関する県民意識調査(長野県)

- 身体障がいと判定された障がい児は減少傾向にあるものの、知的障がいと判定された障がい児は横ばい、精神障がいと判定された障がい児が増加傾向にあります。
- 特別支援学校(知的障がい)では、在籍者数が多い状態で推移し、小・中学校では特別支援学級在籍者が増加しています。
- 障がいの状態が、特別支援学校の対象となる程度と判断された子のうち、およそ8人に1人が総合的な判断として小・中学校で学んでいます。
- 子どもが、身近な地域で適切かつ専門性の高い療育及び教育を受けられる環境を整備する必要があります。
- 障がい者の就職率、法定雇用率^{*}達成企業割合とも伸びていますが、就職を希望する障がい者の就職率は50.3%で、法定雇用率^{*}未達成企業も約4割ある状況です。自立のための就職先の確保、職場定着の困難さなどの課題があります。
- 保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進とライフステージ間の切れ目ない一貫した支援体制づくりを進める必要があります。
- チーム学校としての対応、学校と関係機関との連携を強化する必要があります。
- 障がいの特性や支援情報の引継ぎにより進学・就労に対する不安を軽減する必要があります。
- 障がい児のスポーツ・文化芸術活動を支援するため、障がい者スポーツ地域コーディネーター^{*}や、令和4年(2022年)6月に設置した「長野県障がい者芸術文化活動支援センター(ザワメキサポートセンター)」により、参加機会を拡大していく必要があります。

2 施策の方向性

- 障がいのある人とない人との交流の機会拡大等を図ることで様々な障がいへの理解を深め、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して生活を送ることができるよう支援の充実を

図ります。

- 障がいのある子どもの、将来の自立と社会参加に向けて、適切な療育の提供と就学先で専門性の高い教育支援を行うとともに、身近な地域で同年代の子どもと共に学べる体制づくりを進めます。
- 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが多様性を認めることができる教育を進めます。
- 発達の特性に起因する困難がある人が自立するために、特性に応じたきめ細かな支援や個別相談を充実させ、企業側の理解促進を図ります。
- 地域内の教育・福祉・医療・保健・労働等の関係機関が連携し、生涯にわたって切れ目のない支援の充実を図ります。

3 施策の展開

1 普及・啓発の取組

- ・障がいへの理解を進めるための普及・啓発の取組として生徒や学生等に対する「あいサポーター^{*}」研修を実施します。（障がい者支援課）
- ・交流及び共同学習や副次的な学籍^{*}制度の導入により、すべての幼児児童生徒が、障がいのあるなしにかかわらず、地域で共に生きる仲間として育つ機会を促進します。（特別支援教育課）
- ・令和10年（2028年）に長野県で開催される全国障害者スポーツ大会を契機に、障がいのある子ども・若者が身近な地域で運動・スポーツに取り組める環境を整えます。（障がい者支援課）
- ・「長野県障がい者芸術文化活動支援センター」を中核として、芸術文化活動に取り組む障がいのある子ども・若者等に対する相談支援、芸術文化活動を支援する人材育成、発表の機会の創出等に取り組み、障がいのある方が芸術文化を享受し、多様な活動ができるよう支援します。（障がい者支援課）
- ・スポーツを通じた共生社会づくりを推進するため、「パラウェーブNAGANO」プロジェクトとしてパラ学（県独自の学校向け体験型授業）を展開します。（障がい者支援課）

2 環境整備

- ・児童発達支援センターの設置拡大及び保育所等訪問支援の充実を図るとともに、地域のニーズに沿ったサービス提供を促進します。（障がい者支援課）
- ・主に重症心身障がい児支援を行う児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス^{*}事業所の拡充を図るとともに、地域のニーズに沿ったサービス提供を促進します。（障がい者支援課）

3 学びの支援

- ・障がいの有無にかかわらず一人ひとりがもてる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育^{*}を推進します。（特別支援教育課）
- ・個々の認知や発達の特性を把握するアセスメント方法や、デジタルも活用した学習支援方法を研究することにより、学びづらさを抱える多様な児童生徒の学びを充実します。（特別支援教育課、学びの改革支援課）
- ・特別支援学校において、「個別の指導計画」に個々に応じたICT^{*}の活用に関する計画を位置づけることにより、「情報保障」や「個別最適な学び」の充実を促進します。（特別支援教育課）

・児童生徒の個々の障がい特性や発達段階に応じ、ICT*やテクノロジーを活用して活動や生活がより良くあるよう支援するAT（アシスティブ・テクノロジー）の効果的な活用と有効な支援・指導方法の蓄積・共有により、個の教育的ニーズに応じた学びや情報保障を推進します。（特別支援教育課）

・特別支援学校において、全県で子どもの豊かな育ちに向けたポジティブな行動支援を展開することにより、行動面に困難のある児童生徒への支援を充実します。（特別支援教育課）

・特別支援学校において、アート等多彩な学びの充実により、一人ひとりの自立と社会参加を促進します。（特別支援教育課）

・特別支援学級担当者の専門性向上のために、特別支援学校専門性サポートチーム活用の促進、研修会のさらなる充実を図ります。（特別支援教育課）

・特別支援教育推進員が、適切な就学先の決定や就学相談について、市町村教育委員会に対して指導・助言を継続していくとともに、学校現場に対し「適切な学びの場ガイドライン」の活用の更なる周知を図ります。（特別支援教育課）

・小・中学校等の教員への支援、特別支援教育等に関する相談・情報提供、障がいのある幼児・児童生徒への指導・支援、関係機関等との連絡・調整など、特別支援学校のセンター的機能を強化します。（特別支援教育課）

・多様な教育的ニーズに応じた、生涯学習につながる教育活動の充実のための、地域の資源（人材や場）を活用した教育活動を展開します。（特別支援教育課）

・一人ひとりに応じた将来の自立と社会参加の実現のため、地域資源を活用し、卒業後を見据えたキャリア教育*を充実します。（特別支援教育課）

・特別支援学校の施設整備の推進により、幼児児童生徒の可能性が最大限伸びる学びや、共生社会の実現に向けた協働的な学びを支えるための環境を整備します。（特別支援教育課）

・児童生徒が安心して快適な学校生活を過ごすことができるよう、中長期修繕・改修計画に位置付けられている施設の整備及び緊急対応の必要な工事について、優先度の高いものを十分検討の上、整備を進めます。（特別支援教育課）

4 就労の支援

・障がい者を対象に、能力や適性に対応した多様な職業訓練を、企業・社会福祉法人等と連携して実施することにより、障がい者の就職を促進します。（産業人材育成課）

・特別支援学校において、就労コーディネーターによるマッチング支援、企業等と連携した現場実習の拡充、技能検定の充実等により、生徒の働く力を育成します。（特別支援教育課）

・障害者就業・生活支援センター*による、就業支援・生活支援を促進するとともに、関係機関との連携強化を図ります。（障がい者支援課）

・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。（労働雇用課）

・障がい者雇用を促進するため、実習受入企業の拡大を図り、職場実習の機会を拡大します。（障がい者支援課）

・それぞれの障がいの程度や特性に対応した、多様な就労系の障害福祉サービス（就労移行支援*、就労継続支援*、生活訓練*）の充実を促進します。（障がい者支援課）

・長野県子ども・若者サポートネット（子ども・若者支援地域協議会*）において、関係機関が連携して、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の社会的自立を支援します。（次世代サポート課）

・障がい者の農業分野での就労を拡大するため、地域単位での研修会の開催や「お試しノウフ

ク」の実施により、農家と事業所のマッチングを強化するなど農福連携*の取組を支援します。
(障がい者支援課、農村振興課)

・里山整備利用地域等において地域が主体となり進める取組に、障がい者就労支援事業所等が連携することで、里山の利活用を推進するとともに、障がい者の就労の場の創出・拡大を図ります。(障がい者支援課、信州の木活用課)

5 情報連携

・個別の教育支援計画等を活用して、幼保・小・中・高・進路先間で支援情報を確実に引き継ぐとともに、関係者連携による支援の充実を図ります。(特別支援教育課)

・地域自立支援協議会*の取組等により、教育・医療・福祉・労働等関係機関の連携による切れ目ない支援を推進します。(特別支援教育課、保健・疾病対策課、障がい者支援課)

長野県特別支援教育推進計画

～すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育～

長野県教育委員会では、本県における特別支援教育の目指すべき基本方向や分野別の取組の方向性を示す、新たな「第3次長野県特別支援教育推進計画」を令和5年3月に策定し、さまざまな施策を推進します。

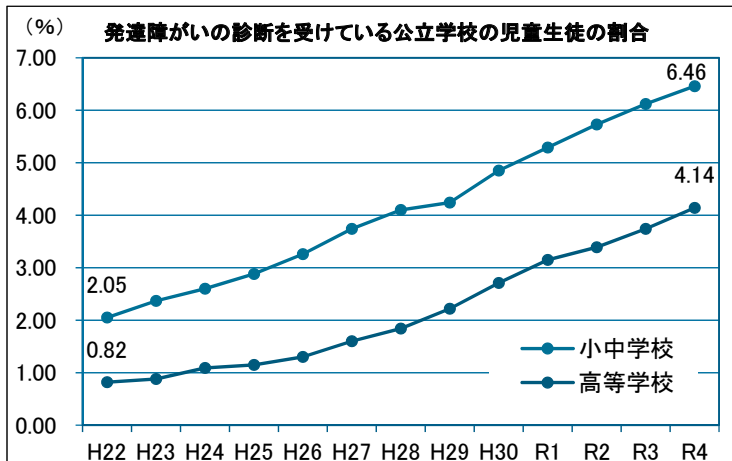
この計画は、長野県教育振興基本計画(2023年度～2027年度)の個別計画として位置づけられるもので、「長野県総合5か年計画」、「長野県障がい者プラン」等と整合性を図り、関係部局と連携して取り組みます。

「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」を基本目標とし、障がいのある子が、自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができる教育であるとともに、障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、「多様な他者とながらる力」、「多様な価値観の中で問題を解決していく力」を育む教育を目指します。

第6節 発達障がいの支援

1 現状と課題

- 児童生徒数が減少している中で、県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における発達障がいの診断等のある児童生徒は、令和4年（2022年）度には小学校、中学校では9,786人、高等学校では1,775人と、年々増加しています。



発達障がいに関する実態調査(県教育委員会)

- ASD（自閉症スペクトラム障害）や複数の発達障がいの診断を受けている児童生徒の増加率が高く、全ての公立の高等学校に、発達障がいの診断のある生徒が在籍しています。
- 発達障がいのある児童生徒が通常の学級に在籍しつつ必要に応じて適切な支援が受けられる、通級指導教室^{*}を拡充していく必要があります。
- 発達障がいの支援は、乳幼児から成人期まで対象年代が幅広く、支援関係者も医療、福祉、教育、就労など多岐の分野にわたることから、身近な地域において切れ目のない一貫した支援を誰でも受けられる体制を整えることが重要です。
- 発達障がいの認識が広まり、検査や診療のニーズが年々高まっていますが、対応できる医療機関及び医師が限られているため、診療待ちの状態が続くことが、早期発見・早期支援において課題となっています。
- 障がいの特性や支援情報の引継ぎによる就学・進学・就労に対する不安の軽減を図る必要があります。また、高等学校中途退学者及び進路未決定卒業者等へのフォローが十分行われる体制を整備する必要があります。
- 増加する発達障がいの支援に対応するため、医療・教育・福祉を中心に多機能が融合し、医学的エビデンスに基づく支援を強化する必要があります。

2 施策の方向性

- 発達障がいを「特性」として捉える（障がいから特性までスペクトラム（連続）に対応することができるよう、理解を促すための取組を推進します。
- 発達障がいのある子どもの、将来の自立と社会参加に向けて、適切な療育の提供と就学先で専門性の高い教育支援を行うとともに、身近な地域で同年代の子どもと共に学べる体制づくりを進めます。
- 発達に特性があり、学びづらさを抱える児童生徒に対し、特性を把握するアセスメント法や特性に応じた教育方法について実践的に研究することで、誰一人取り残されない学びの環境を整備するとともに、必要な支援へとつなげられるよう関係機関等との連携を強化します。

- 通常の学級にも在籍する発達に特性のある子どもへの支援を充実させるため、個別支援のみならず、多様性を認め合う学級づくりや、全ての子どもが力を発揮できる授業づくりを推進します。
- 誰もが安心して学べる学校（授業）とするために、発達障がいに関する教員の理解を推進するとともに、学校全体がチームとして対応します。
- 発達障がいがあっても、特性に応じて、自分らしく生きられるよう、就労や社会参加の支援に取り組みます。
- 本人や家族が孤立しないよう、様々な表れ方をする発達に特性に応じて、社会（地域）における理解を促すための取組を推進します。
- 発達障がい者支援対策協議会*の体制を充実し、支援施策の推進のための関係機関の連携を強化します。
- 医学的エビデンスに基づく支援ができるよう、発達障がい者支援センター*の機能を強化します。

3 施策の展開

1 早期発見と切れ目のない支援

- ・乳幼児健診等において発達障がいのアセスメントができるよう、信州大学と連携した研修会の開催等により市町村保健師等の専門性向上に取り組みます。（保健・疾病対策課）
- ・信州大学と連携して発達障がい診療の専門医・診療医等の人材育成に取り組み、診療できる医師の充実による診療・支援体制の強化を図ります。（保健・疾病対策課）
- ・発達障がいの診療技術・対応力向上のためのかかりつけ医研修、関係機関連携強化・対応力向上のための地域連絡会を開催し、発達障がい診療地域ネットワークを整備します。（保健・疾病対策課）
- ・障がい者総合支援センター*において、福祉サービス利用や就労などの相談支援を行います。（障がい者支援課）
- ・乳幼児期から保育期までの切れ目のない支援について発達障がい者支援対策協議会*において検討します。また、保育者の発達障がい児への対応力向上に向けて、信州幼児教育支援センター*と連携し、研修等の普及啓発を図ります。（次世代サポート課、こども・家庭課、学びの改革支援課、特別支援教育課）
- ・発達障がいのある児童生徒支援に係る教職員のスキルアップなど学校における支援力向上のための研修を実施します。（特別支援教育課）
- ・地域自立支援協議会*における関係機関（福祉サービス事業所、学校、幼稚園・保育所、医療機関、家族会、行政機関等）相互の情報共有、連携強化を図ります。（障がい者支援課）
- ・発達障がい者支援対策協議会*の体制を充実させ、各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野の連携強化を図ります。（次世代サポート課、特別支援教育課、保健・疾病対策課）
- ・発達障がい者が身近な地域において切れ目のない一貫した支援が受けられる体制を整えるため、発達障がいサポート・マネージャー*を各圏域に配置し、支援機関同士の連携強化を図ります。（次世代サポート課）
- ・増加する発達障がい児者への支援を充実するため、発達障がい者支援センター*の機能強化により、相談支援、人材育成、普及啓発等を行うほか、医学的エビデンスに基づく支援や、医療・教育・福祉など多機能が融合したネットワークづくりを推進します。（次世代サポート課）

2 学校におけるインクルーシブな対応

・個々の認知や発達の特徴を把握するアセスメント方法や、デジタルも活用した学習支援方法を研究することにより、学びづらさを抱える多様な児童生徒の学びを充実します。(学びの改革支援課)

・発達障がいのある児童生徒が通常の学級に在籍しつつ必要に応じて適切な支援が受けられる、通級指導教室*をニーズに応じて適切に設置します。また、高等学校においては、通級指導教室*の課題の把握を行い、ニーズに応じた設置や運用の検討と計画的な設置を行います。(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

・特別支援教育を推進する各地区の担当者と連携し、小・中学校等における特別支援教育の対応力の向上を図ります。(特別支援教育課)

・互いに認め合える学級づくりやすべての子どもが力を発揮できる授業づくりを、どの学校、学級でも実践できるよう、「信州型ユニバーサルデザイン(学級経営や授業づくりを進める上での共通基盤となる内容)」をもとに、教員の研修を行います。(特別支援教育課、学びの改革支援課)

・学校における発達障がい対応の充実に関する県内大学(信州大学、長野大学、松本大学、長野県立大学等)との連携を推進します。(次世代サポート課)

・小中学校における校内支援体制の充実を図るため、「特別支援教育支援員が活きる校内連携のしおり」を作成し、周知・活用します。(特別支援教育課)

・発達障がいのある児童生徒支援に係る教職員のスキルアップなど学校における支援力向上のための研修を実施します。(特別支援教育課)

・発達障がいのある子ども・若者の教育相談を実施する民間団体の取組を支援します。(次世代サポート課)

3 一般就労等による自立と社会参加

・発達障がい者支援対策協議会*を開催し、乳幼児期から成人期までの各年代を通して、発達障がい者の自立や就労に関して適切な支援が提供できる支援体制のあり方を検討します。(次世代サポート課)

・関係機関、地方公共団体、NPO等で構成する長野県子ども・若者サポートネット(子ども・若者支援地域協議会*)において、困難を有する子ども・若者が、本人のニーズに応じた社会的自立に向けた支援を受けることができるよう支援します。(次世代サポート課)

・困難を有する子ども・若者を支援する団体を育成するとともに、専門的な自立支援を行う団体の活動を支援します。(次世代サポート課)

・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。(労働雇用課)

・障害者就業・生活支援センター*による就業支援及び生活支援を促進するとともに、関係機関との連携強化を図ります。(障がい者支援課)

・障がい者雇用を促進するため、実習受入企業の拡大を図り、職場実習の機会を拡大します。(障がい者支援課)

・それぞれの障がいの程度や特性に対応した、多様な就労系の障害福祉サービス(就労移行支援*、就労継続支援*、生活訓練*)の充実を促進します。(障がい者支援課)

4 社会におけるインクルーシブな対応

・発達障がい者サポーター*養成講座を開催し、地域での発達障がいに対する理解の促進を図ります。(次世代サポート課)

・障がいの有無にかかわらず共に生きる社会のあり方などを理解し、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を県民と一緒につくっていく信州あいサポート運動を推進します。（障がい者支援課）

多様な児童生徒が力を発揮できるための「通級指導教室の充実」

小・中学校において、通常の学級での授業におおむね参加でき、一部特別な支援を必要とする児童生徒に対し通級指導教室を設置して、特別な教育課程を編成のうえ指導を行っています。

長野県では令和4年度時点で、言語障がいを対象とした通級指導教室が47教室、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、自閉症を対象とした通級指導教室が94教室設置されています。

通級指導教室では、話し方など言葉に関する学習や、友達とのかかわりやコミュニケーションに関する学習など、一人ひとりの障がいによる困難を改善・克服するための学習を行っています。

また、平成30年度から、高等学校における通級による指導も制度化され、本県では、令和4年度時点で県立高等学校に3教室設置されています。

「発達障がい情報・支援センター」の開設

「発達障がい情報・支援センター」は、増加する発達障がい児・者への支援の充実を図るため、令和5年度にそれまでの「発達障がい者支援センター」を改組し、新たに信州大学医学部附属病院に設置するものです。

新たなセンターでは、県下10圏域で行政、教育、福祉、産業など、発達障がい児・者への支援に関わる方のサポートにあたる「発達障がいサポート・マネージャー」をセンター職員として位置づけるとともに、医学的エビデンスに基づく支援技術の向上を図っていきます。

また、新しいセンターでは、信州大学医学部附属病院の有する学術的知見や過去の症例対応を生かして、

- ・独自の発達障がい支援プログラムの開発
- ・医療機関や支援機関向けの情報発信

など新たな取組を進めることにより、センター機能を抜本的に強化していきます。

令和5年度の「発達障がい情報・支援センター」の開設をきっかけとして、誰もが、社会の中で安心・安全に生活していける社会づくりに取り組んでいきます。



（センター内の展示の様子）



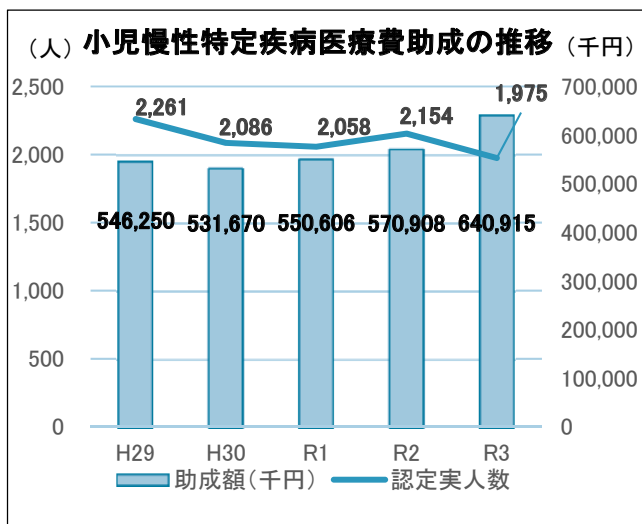
（センター主催 支援者研修の様子）

第7節 医療的な配慮を必要とする子どもの支援

1 現状と課題

- 県内の小児慢性特定疾病*医療費助成の認定人数は、2,000人程度で推移しています。
- 「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)が令和元年(2019年)12月に施行され、関係機関と連携してその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施することとされました。
乳児期等において先天性難聴及び先天性代謝異常等の診断のあった子どもを確実に医療や市町村母子保健につないでいくことが必要です。
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年法律第81号)の令和3年(2021年)9月の施行に伴い、令和4年(2022年)4月に、「長野県医療的ケア児等支援センター」を開設しました。

医療的ケア児が増加する中で、医療、子育て支援、保育、教育、相談支援など多様な分野の専門人材による切れ目のない支援体制の整備や、学校への看護師の配置、保育士が医療的ケアを行うための人材育成が課題となっています。



(保健・疾病対策課調)

小児慢性特定疾病・疾患群別の患者割合

(長野県認定受給者)

疾患群	疾患の例	割合
慢性心疾患	ファロー四徴症、両大血管右室起始症など	20%
内分泌疾患	先天性甲状腺機能低下症、ターナー症候群など	18%
神経・筋疾患	點頭てんかん(ウエスト症候群)、脊髄髄膜瘤など	13%
悪性新生物	前駆B細胞急性リンパ性白血病、横紋筋肉腫など	10%

(R3 保健・疾病対策課調)

2 施策の方向性

- 新生児の先天性疾病及び障がい等の早期発見・早期治療・支援のため、関係機関における連携体制の整備を推進します。
- 小児慢性特定疾病*は長期の治療が必要となることから、患者と家族の経済的負担及び精神的負担の軽減を図ります。
- 医療的ケア児の実態や支援のニーズを把握し、保育・教育現場等での理解を広げるとともに、医療的ケア児等の支援の担い手となる多様な職種の人材育成に積極的に取り組み、職種・専門領域相互の理解と連携・協働を促進します。

3 施策の展開

・新生児の先天性難聴及び先天性代謝異常等の早期発見・早期治療・支援のため、「難聴児支援センター事業」及び「先天性代謝異常等検査事業」を中心に、保健・医療・福祉・教育等の関係機関における連携体制の整備を推進します。(保健・疾病対策課)

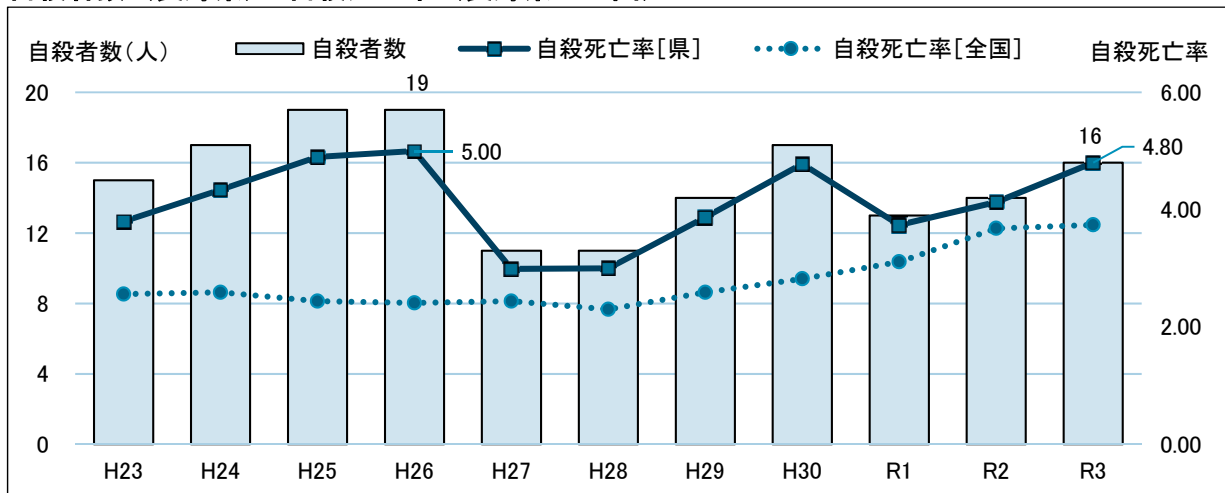
- ・小児慢性特定疾病[※]等に対する医療費助成及び関係機関と連携した自立支援を行います。(保健・疾病対策課)
- ・小児期から成人期への移行期にある患者と家族に対して、長野県移行期医療支援センターを中心に支援します。(保健・疾病対策課)
- ・増加する児童・思春期・青年期の精神疾患に対応するため、「子どものこころ総合医療センター(仮称)」の設置検討を進め、医療体制の充実強化を図ります。(保健・疾病対策課)
- ・医療的ケア児の支援に向け、人材の育成と連携推進、情報発信による支援の質の向上を図ります。(障がい者支援課)
- ・圏域医療的ケア児等コーディネーターを中心に多職種支援チームの構築を進め、圏域の取組を医療的ケア児等支援センターが後方支援する重層的支援体制を構築します。(障がい者支援課)
- ・医療的ケア児が安全に、安心して学校生活を送れるよう、特別支援学校に看護師を配置するとともに、職員等を対象とした医療的ケアを安全に実施するための研修や、様々な課題について検討する医療的ケア運営協議会を開催します。(特別支援教育課)
- ・保育所等の利用を希望する医療的ケア児の受入体制の整備を進めるため、市町村における保育所等への看護師の配置や保育士の研修受講等を支援します。(こども・家庭課)
- ・ICT[※]機器を活用し、県立高校に在籍する長期入院生徒へのオンライン学習支援を実施することにより、療養中の学びを保障します。(学びの改革支援課)

第8節 子ども・若者のいのちを支える

1 現状と課題

- 15歳から39歳の死因の第1位を自殺が占める状況が続いており、新型コロナウイルス感染症の影響による孤立感や不安の高まりが拍車を掛けるおそれがあります。
- 令和3年(2021年)の全世代の自殺死亡率は、前年に比べ、全国は上がり、本県は下がったものの、未成年者(20歳未満)の自殺死亡率は、全国、本県ともに上昇しています。
- 本県の未成年者(20歳未満)の自殺死亡率は、全国を上回って推移しており、令和元年(2019年)以降は増加傾向にあります。
- 未成年者(20歳未満)の自殺の原因としては、親子・その他家族関係の不和、統合失調症、就職失敗・生活苦、学業不振が全国の割合より特に高くなっています。
- 自殺ハイリスク者への危機介入の強化や、危機的状況に陥らないための教育等が必要です。
- 多様な子どもの居場所の確保や、インターネット時代に特有の課題を踏まえた対応を行う必要があります。
- 自己肯定感が中学校から高校にかけて下がっており、5年前と比べると困窮家庭を含む全体で自己肯定感が下がっています。児童生徒の自己肯定感や自己有用感の醸成とともに、心の健康の保持や「SOSの出し方に関する教育」の推進が必要です。

自殺者数(長野県)・自殺死亡率(長野県・全国)



子どもの自己肯定感等(長野県)

(%)

	小5	中2	16・17歳
自分のことが好きだ	63.8	53.0	51.7
自分は家族に大切にされていると思う	93.0	93.5	91.9
孤独を感じる	—	19.4	27.2

R4 長野県子どもと子育て生活実態調査(長野県)

人口動態統計(厚生労働省)
人口推計(総務省)

2 施策の方向性

- 将来の長野県を担う世代が、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。
- 様々な要因・背景が複合的に連鎖し自殺に追い込まれることから、保健、医療、福祉、教

育、労働その他の関連分野が連携し、包括的に取り組みます。

- 自己肯定感・自己有用感の醸成を意識した取組を推進します。
- 「子どもの自殺危機対応チーム^{*}」による個別支援等を進め、自殺のリスクに気づいてもらえない子ども、必要な支援が受けられない子どもをゼロにすることにより、「子どもの自殺ゼロ」を目指します。
- 自己肯定感の低い若者や生きづらさを抱えた若者の孤立を防ぎ支援につなぐ居場所づくりを推進します。

3 施策の展開

1 支援体制の強化

- ・第4次長野県自殺対策推進計画に基づき、社会全体で子どもの自殺ゼロに向けた取組を進めます。（保健・疾病対策課）
- ・「子どもの自殺危機対応チーム^{*}」の取組により、専門的知見による迅速・効果的な自殺防止対策を推進します。（保健・疾病対策課）

2 事前対応

- ・動物愛護センターでの動物介在活動において、その活動に携わる人材の育成、受入体制の多角化、関係機関との連携等を通じて、不登校など困難を抱える子どもを支援するカウンセリングセミナー等の取組を全県へ展開します。（食品・生活衛生課）
- ・「SOSの出し方に関する教育」など、命の大切さの理解促進とストレスマネジメントを推進します。（保健・疾病対策課、心の支援課）
- ・教員が思春期における心の危機のサインを理解し、適切に対応できるよう、教員向け予防研修を行います。（心の支援課）
- ・ソーシャルスキルトレーニング^{**}等による児童生徒の生きる力の向上を図ります。（心の支援課）
- ・精神疾患を経験した当事者講師を高校に派遣し、体験を通じた講演等により、心の健康や精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を図ります。（保健・疾病対策課）
- ・精神疾患による自殺ハイリスク者対策の充実を図るため、県内の関係機関との連携や啓発週間における啓発活動を通じ、依存症対策を進めてまいります。（保健・疾病対策課）
- ・社会的な取組として自殺対策を推進するため、対面・電話相談、ゲートキーパー等の人材養成、啓発グッズ等による普及啓発、かかりつけ医と精神科医の医療連携構築、市町村・民間団体支援などを行います。（保健・疾病対策課）
- ・子どもの孤立を防ぎ自己肯定感を醸成するため、「信州こどもカフェ^{**}」等の子どもの居場所づくりを推進します。（次世代サポート課）
- ・生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、町村や町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習・生活支援を行います。（地域福祉課）
- ・スクールカウンセラー^{**}及びスクールソーシャルワーカー^{**}の体制充実を検討し、いじめや不登校など、学校における様々な悩み、問題へ迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。（心の支援課）
- ・学校生活相談センター^{**}、子ども支援センター^{**}、精神保健福祉センター、保健福祉事務所、児童相談所などの相談窓口における傾聴・支援を行うとともに、認知度向上に向けてSNS^{**}等を利用した情報発信等に取り組みます。（心の支援課、児童相談・養育支援室、保健・疾病

対策課)

・電話を通じて子どもの悩み等を受け止める「チャイルドライン[※]」を運営する団体に対して支援を行います。(次世代サポート課)

3 危機対応

・特別家庭訪問や高等学校校外補導等、関係機関や保護者等と連携した児童生徒の適切な支援と見守りを行います。(心の支援課)

・自殺の危険性の高い人が適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるよう、関係機関の連携を推進します。(保健・疾病対策課)

・自殺未遂者に対する心のケアの実施や救急告示医療機関、市町村との連携体制の構築等により、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎます。(保健・疾病対策課)

・自殺や自殺未遂が起こった後の関係児童生徒に対するスクールカウンセラー[※]による心のケアの充実に向けて、スクールカウンセラー[※]の体制充実を検討します。(心の支援課)

～第4次長野県自殺対策推進計画における子どもの自殺対策の強化～

○目的

長野県では、令和5年度から9年度を計画期間とする「第4次長野県自殺対策推進計画」に基づき、全国的に見た子どもの自殺死亡率の高さを解決するため、「子どもへの自殺対策強化」を重点施策として位置付け、以下の取組を進めていきます。

○主な取組

(1) 子どもたちが生き生きと暮らすための施策

①子どもたちの居場所づくり

自己肯定感の涵養と、多様な他者との交流を通じた信頼できる人間関係の構築のため、子どもたちの居場所づくりを進める。

②子どもたちの生きる力を高めるための支援

アスリートなどの著名人による経験や失敗談の講話等により、子どもたちに生きる力を与える講演会等を開催する。

(2) 自殺のリスクを抱えた子どもを支える体制の構築

①自殺のリスクが高まることを予防する取組

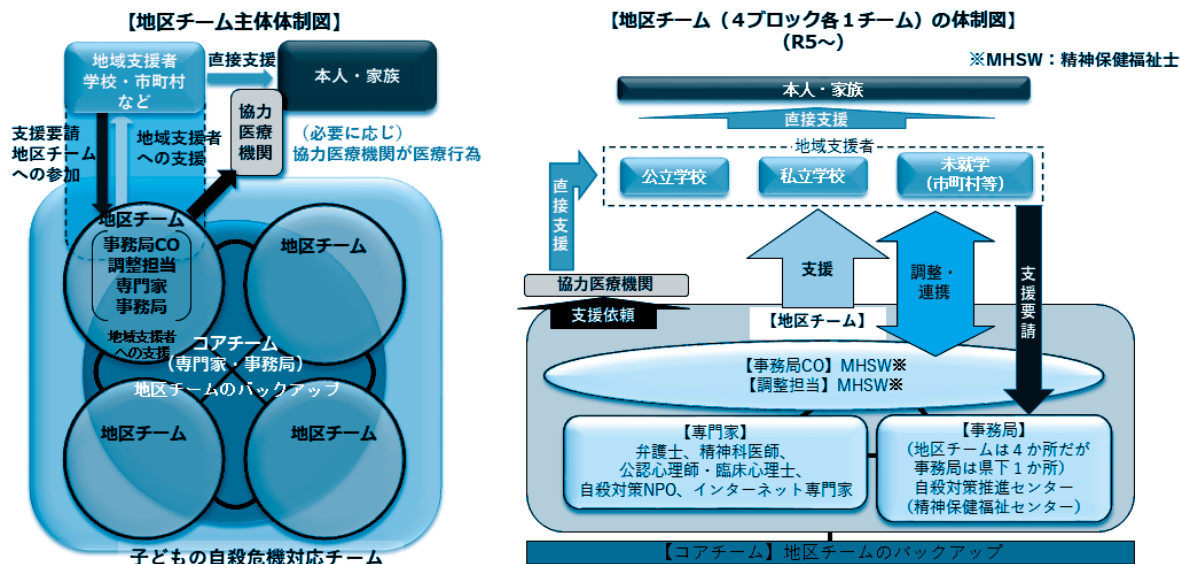
「SOSの出し方に関する教育」を推進するとともに、若者が相談しやすいLINE相談等に引き続き取り組む。

②自殺のリスクが高い子どもへの危機介入

地域の支援者による対応困難ケースに対し、多職種の専門家で構成する「子どもの自殺危機対応チーム」が行う支援・助言について、より地域の支援者に身近で、迅速効果的な支援を行うため、県内4地区に設置の地区チームによる支援体制に強化する。

- ・ 2019.10 チーム設置、支援開始（NPO法人ライフリンクによる技術的支援）
- ・ 2022.10 国自殺総合対策大綱にも盛り込まれ、全国展開

(図) 子どもの自殺危機対応チーム 体制強化後の体制図



第9節 特に配慮が必要な子どもの支援

1 現状と課題

1 予期せぬ妊娠への支援

- 若者等が予期せぬ妊娠をしたとき、相談できないまま一人で悩み、母体と子どもの命が危険にさらされるおそれがあります。
- 予期せぬ妊娠により生まれたと思われる子どもが、毎年乳児院に入所措置されている状況が見られます。
- 20歳未満の人工妊娠中絶実施数は減少傾向にあります。また、令和2年（2020年）の14歳以下の出生はありませんでした。
- 予期せぬ妊娠をした若者が産む決断をした場合、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者である若者を支援すること、家庭での養育が困難な場合は里親委託^{*}、特別養子縁組^{*}等による家庭と同様の環境での養育が求められています。

20歳未満の人工妊娠中絶（長野県）

	H23	H28	R3
件数	361	229	107
実施率 (女子人口千対)	7.2	4.7	2.4

衛生行政報告例(厚生労働省)

2 ヤングケアラーへの支援

- 県内の小学5・6年生の11.6%、中学生の6.3%、公立全日制高校生の2.1%、公立定時制高校生の3.8%が「世話をしている家族がいる」と回答しており、調査方法の違いはありますが、小学生・中学生は、全国よりも高い状況となっています。
これらの子どもたちは、本来の子どもらしい生活を送れていないおそれがあり、進学や交友関係など子ども・若者の将来にも影響を与えるおそれがあります。
- ヤングケアラー^{*}は、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造であるとともに、ヤングケアラー^{*}の社会的な認知度が低いことから、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができないおそれがあります。
- 福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、ヤングケアラー^{*}を早期に発見した上で、必要な支援を行うことが重要です。

3 外国籍の子どもへの支援

- グローバル化や生産年齢人口の減少に伴い、外国人労働者やその家族である子ども・若者が今後、増加することが予想されており、就園・就学の確保や、日常生活や学校生活における共生が課題となっています。
- 通える日本語教室がない「空白地帯」の解消など「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」に基づき、日本語教育を受ける機会の確保を図る必要があります。

4 性的マイノリティへの支援

- 性的指向や性自認（性同一性）を理由として、子ども（若者）に対する不当な差別・偏見や、いじめ、孤立、自殺などにつながるおそれがあることから、学校や地域（職場）における理解促進を推進する必要があります。

2 施策の方向性

1 予期せぬ妊娠への支援

- 若者等が妊娠・出産等に関する悩みを一人で抱え込まず相談できるよう支援します。
- 若者が妊娠・出産等について正しく理解し、将来のライフデザインを考えて適切な行動がとれるよう支援します。
- 官民協働による新生児・乳幼児里親委託[※]等を進め、予期せぬ妊娠で生まれた子どもが家庭環境の中で健やかに成長できるよう支援します。

2 ヤングケアラーへの支援

- 学校や地域との連携によりヤングケアラー[※]の早期発見・把握を図るとともに、福祉サービスや家事・育児サービス、学習支援などの適切な支援につないでいくため、市町村、関係機関と連携して全県単位での支援体制の強化を図ります。
- ヤングケアラー[※]の認知度を向上させるとともに、教育や福祉分野など関係者の理解促進を図ります。

3 外国籍の子どもへの支援

- 就園、就学に課題を抱える外国籍の子どもが学習の機会を逸することがないように、日本語の学習機会を確保するとともに、子ども・子育て関連情報の多言語化を推進します。

(性的マイノリティへの支援)

- 性的指向や性自認（性同一性）を理由する不当な差別・偏見や、いじめ、孤立、自殺などにつながることをないように、人権教育や、啓発、相談等を推進します。

3 施策の展開

1 予期せぬ妊娠への支援

・「にんしんSOSながの[※]」において予期せぬ妊娠に悩む方の相談に応じるとともに、関係機関と連携し対応を行っていきます。若年妊娠に対して、高等学校等と連携し予期せぬ妊娠への対応等について啓発を行うよう努めます。（児童相談・養育支援室）

若者が悩みを抱えたときに相談できるよう、「成育保健相談」、「性と健康の相談」等による相談支援を行います。（保健・疾病対策課）

・養護教諭研修会等を活用し、児童・生徒から相談を受ける機会の多い養護教諭等の資質向上を図ります。（保健厚生課）

・子どもから相談を受けた養護教諭が、専門医からの指導・助言を受けられる体制を整備します。（保健厚生課）

2 ヤングケアラーへの支援

・学校や地域でヤングケアラーを支援するため、専用相談窓口の設置やコーディネーターの配置、研修会の開催等により教育機関と福祉部門が連携して支援できる体制の構築をサポートします。（次世代サポート課、心の支援課）

・ヤングケアラー[※]の実態を把握し、困難な状況にある子どもを支援につなげる体制の強化に取り組みます。（次世代サポート課、心の支援課）

3 外国籍の子どもへの支援

- ・日本語指導を行う教員、相談員の配置や、日本語学習コーディネーターの派遣により、外国籍児童生徒への就学・学習・生活支援を実施します。（多文化共生・パスポート室、義務教育課、高校教育課）
- ・県民、企業等からの寄付を財源に、日本語指導が必要な外国籍児童生徒への就学援助等を行う「サンタ・プロジェクト」を推進します。（多文化共生・パスポート室）

4 性的マイノリティへの支援

- ・性的マイノリティ*の方々の生きづらさの解消を図るとともに、性的指向及び性自認の多様性に対する県民の理解を促進します。（人権・男女共同参画課）
- ・性の多様性についての正しい知識を普及するため、学校における研修会や講演会を実施します。（心の支援課）
- ・自身の性的指向・性自認について違和感や悩みを抱える方が、ひとりで悩まないように、適切な情報提供、相談窓口の周知等を行います。（人権・男女共同参画課）